

被災住宅沈下傾斜対策支援事業 (R8. 3. 25 修正版)

液状化被害等を受けた「一部損壊」以上の住宅で、木造住宅耐震改修支援事業に該当しないもの（耐震化しないもの、非木造のもの等）について、次のとおり補助します。

1 補助対象

次の全てに合致する方が対象です。

- ・り災証明で一部損壊以上の被害がある住宅の所有者（能登半島地震に限る）
- ・R 6 年度以降に木造住宅耐震改修支援事業（被災住宅含む）の交付を受けない方

2 補助対象工事

次のいずれかの工事が補助対象です。

- ・傾斜した床を張替える等して水平にする工事
- ・破損した床タイルの張替え等の修繕工事（住宅に使っている建物で屋根のかかっている部分に限る。例：玄関ポーチの床、同一棟の車庫の床、犬走等）
- ・部分的な傾斜修復工事（ジャッキアップ等）
- ・「液状化宅地復旧支援事業」と併せて行う給排水管等の新設工事

※ 令和 6 年 4 月 18 日時点において「住宅の応急修理を申請中又は完了済の方で、傾斜修正工事等を申し込んだ方」については、当支援事業の補助対象として、屋根や壁、窓、台所、トイレなど日常生活に必要不可欠な部分の修理（住宅の応急修理と同じ補助対象）もご利用いただけます。これは、住宅の応急修理で床の傾斜を直してしまい、当支援事業をご利用できない、といったことを避けるための措置です。

3 補助対象金額

工事費の 4 / 5、補助限度額 30 万円

4 補助金申請

申請に必要な書類は次のとおりで、工事後の申請となります。

- (1) 申請書兼請求書（様式第 1 号）
- (2) り災証明証書の写し
- (3) 工事施工前（傾斜状況等が分かるもの）、施工中、施工後（傾斜修正等が分かるもの）の写真（参考：傾斜等写真例）

※ 工事写真が無い場合は図面等で代用できることがあるのでご相談ください

- (4) 業者に支払った対策工事の領収書等
- (5) 対策工事の内容が分かる書類（見積書、明細書等）
- (6) 振込先の口座番号を確認できるもの（通帳の見開きページのコピー等）

5 補助金申請期間

令和 6 年 4 月 18 日（木）～令和 9 年 3 月 31 日（水）

6 相談・申請窓口について

- ・ 高岡市役所 6 階 都市創造部 建築政策課
- ・ 電話：0766-20-1429（平日 8:30～17:15） FAX：0766-20-1477
- ・ メール：kentiku@city.takaoka.lg.jp